

22循環第521号
22環廃第312号
22豊環廃第198号
22廃第773号
豊廃発第1181号
平成22年12月10日

社団法人愛知県建設業協会会長様

愛知県環境部長
名古屋市環境局長
豊橋市環境部長
岡崎市環境部長
豊田市環境部長
(公印省略)

P C B 廃棄物不適正処理の防止について（依頼）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日ごろから御協力をいただきありがとうございます。さて、今般、本県内でP C B使用の高圧コンデンサが金属くずとして不適正に処分される事案が発生しています。

この事案は、P C B廃棄物として排出事業者による適正な処分委託が行われていなかったことに端を発していますが、当該処分業者が事前に当該高圧コンデンサの銘板に記載されている製造業者、製造年月日、型式番号等からP C B廃棄物か否かを確認すれば、不適正処理が回避された事案であり、このような事態が発生したことは誠に遺憾であります。

つきましては、貴団体会員におかれましては、下記の事項に留意し、P C B廃棄物が不適正に処分されることがないよう、周知方よろしくお願いします。

記

- 1 建築物解体前に、昭和49年以前に製造されたトランス、コンデンサ等電気機器が使用、保管されていた場合は、建築物所有者又は電気機器製造業者に対し、P C B廃棄物か否かの確認を確実に行うこと。また、昭和50年以降に製造されたものにおいても、微量P C Bに汚染されたものが存在することから、建築物所有者（絶縁油の分析結果）又は電気機器製造業者に対し、微量P C Bの汚染されたP C B廃棄物か否かの確認を行うこと。



2 その確認の結果、当該電気機器がP C B廃棄物である場合は、建物所有者に対し、日本環境安全事業(株)豊田事業所で適正に処分するとともに、同事業所において処分できない場合は処分できる体制が確立されるまでは適正に保管することを説明すること。

連絡先 愛知県資源循環推進課 (052-954-6237)
名古屋市廃棄物指導課 (052-972-2392)
豊橋市廃棄物対策課 (0532-51-2406)
岡崎市廃棄物対策課 (0564-23-6871)
豊田市廃棄物対策課 (0565-34-6710)